



広報 おんが

6月号 No. 164

発行 昭和49年6月10日

発行所 遠賀町役場庶務課

印刷 冷牟田印刷合資会社



町内別府の高台に完成した遠賀町老人憩の家

人のうごき (5月の住民基 本台帳から)

人口	10,147人	(-6)
男	4,831	(+4)
女	5,316	(-10)
世帯数	2,791戸	(+3)

() 内は前月比

7月	1日	国民安全の日
	7日	七夕の節句
	7月	
	25日	貿易記念日
	28日	救らいの日
	17日	父の日
	11日	入梅
	10日	時の記念日

参議院議員選挙投票日

6、7月のこよみ



遠賀町老人憩の家完成

このたび町内別府の高台に遠賀町老人憩の家が総工費五千六百九十万円をかけ、五月二十三日落成いたしました。

つきましては、その条例、規則を厳守の上利用くださるようお知らせいたします。

遠賀町老人憩の家設置条例

(施設の設置)

第一条 老人の福祉と教養の向上に資するため老人福祉施設老人憩の家(以下「憩の家」という)

(名称及び位置)

第二条 憩の家の名称及び位置は次のとおりとする。
名称 遠賀町老人憩の家

第一条より第五条まで
設置条例施行規則(抜粋)
第二条より第九条まで

なお、憩の家は、六月十八日までは、各部落別に利用日を定めていますのでその間は個人利用は受け付けませんので御承知ください。

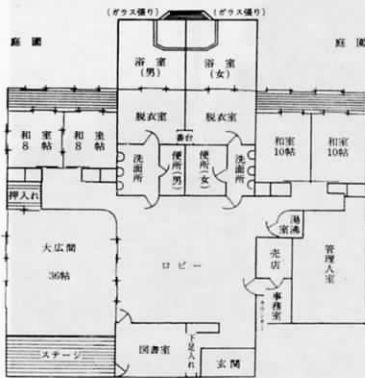
位置 遠賀町大字別府三一一三番地の二

(利用許可)

第三条 憩の家を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならぬ。

(利用者の資格)

第四条 憩の家を利用できる者は、町内に住所を有する



遠賀町老人憩の家 平面図

る六十才以上の老人(以下「老人」という)とする。

ただし、老人の利用に支障がない場合には、町長が別に定めるところにより老人以外の町内に居住する者の利用を認めることができる。

(利用者の使用料)
第五条 憩の家の利用者の使用料は無料とする。

遠賀町老人憩の家設置条例施行規則

(利用の許可等)

第二条 条例第三条に規定する老人憩の家(以下「憩の家」という。)の利用許可は、町長が発行する利用証の交付により許可されたものとする。

2 利用証の交付を受けた者は、休務日以外は管理人に申し出て憩の家を利用することができる。

る。ただし第九条の規定に該当する場合はこの限りでない。

(団体の利用)

第三条 団体(二十人以上の集団をいう)が憩の家を利用しようとするときは、その代表者は、利用日の三日前までに別に定める利用申込書を町長に提出して許可を受けなければならない。

(利用の特例)

第四条 条例第四条ただし書きの規定により憩の家の利用を認められるものは、次のとおりとする。

- 一 神経痛、リュウマチ等により医師が入湯治療を必要と認められたもの
- 二 老人が利用に際し、付添いが必要とする場合の付添いもの
- 三 その他町長が必要と認めるもの

2 前各号により憩の家を利用しようとする者は、別に定める利用許可申請書を町長に提出して許可を受けなければならない。

(利用時間)

第五条 憩の家の利用時間は、毎日午前九時から午後五時までとする。ただし十一月一日から三月末日までは午前十時から午後四時までとする。

(休務日)

第六条 憩の家の休務日は次のとおりとする。

- 一 毎週月曜日
- 二 八月十三日から八月十五日まで

三 十二月二十九日から一月四日まで

2 施設の営繕、その他町長が必要と認めるときは、休務日を別に定めることができる。

(利用者の遵守事項)

第七条 憩の家を利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 健全かつ明朗な雰囲気を保ち施設内の秩序保持に努めること。
- 二 政治的または宗教的行動を行なわないこと。
- 三 寄付の募集、物品の販売等を行なわないこと。
- 四 危険物または動物を持ち込まないこと。
- 五 利用の許可を受けていない者を同伴しないこと。

(利用の制限)

第八条 次の各号の一に該当する場合は、利用を許可しない。

- 一 伝染病疾患が明らかに認められるとき。
- 二 他人に迷惑をおよぼすおそれがあるとき。
- 三 その他管理上支障があると認めるとき。

(損害賠償)

第九条 憩の家の利用者が、故意または重大な過失により施設、器物をき損し、または亡失したときは、これを原状に復し、または損害を賠償しなければならない。

七月七日は参議院議員選挙の投票日です

- 一票の自覚が ひらくよい未来
- 捨てません明日の くらしを決める票
- 明日からあなたの 票が政治する

第十回参議院議員通常選挙が来る七月七日 (日曜) に行われます

国の選挙は、政党や候補者にとっては、国民から、審判をうけるものであり、国民にとっては、主権者として政治に参加する絶好の機会であります。

候補者の政見をよく確かめて、政策と人物をよく見きわめてあなたの自覚ある一票で立派な議員を参議院に送りましょう。

とかく国の選挙は地方選挙に比較して関心が薄いようですが、国の将来を左右する重大な意義があることを認識して「豊かで平和な住みよい日本」をつくるという立場に立って、自覚と責任ある投票をして、主権者としての権利と義務を果しましょう。

電柱に対する選挙運動用ポスター等の掲示禁止について (お願い)

きたる七月七日施行の参議院議

員選挙の「選挙用ポスター等の電柱への掲示」については、従来の選挙においてもお断わりしてきましたが、ポスター等を電柱に掲示されますと電柱の保守作業のとき汚染、破損等により候補者の皆様に非常に迷惑をおかけするおそれがあり、また当社の保守作業にも支障をきたします。

つきましては、このたびの選挙におきましても従来どおり選挙用ポスター等の電柱への掲示は、はり付け、打ちかけ、立ちかけ等その態様を問わずお断りしたいと思っておりますので事情と賢察のうえ、関係者のご協力をお願い申しあげます。

花火遊びに 注意しましょう

遠賀郡消防署

最近、子供の花火遊びから火災や、これに基因する諸災害が増加し、多数の負傷者が発生しています。次のことに注意して火災の発生等諸災害の防止にご協力ください。

きたる七月七日施行の参議院議

- たくさんの花火に一度に火をつけられないようにしましょう。
- 花火を人や家に向けたり、もえやすい物のある場所ではやめましょう。
- 風の強い時は、花火遊びはやめましょう。
- 花火をポケットに入れないようにしましょう。
- 花火に書いてある遊び方をよく読んで必ず守りましょう。
- 水バケツを用意しておきましょう。

梅雨期の交通事故 防止について

梅雨期は、雨のため視界が悪くなり、路面が滑りやすく、また、路肩軽弱などの悪条件が重なるため、スリップ事故、追突事故、転落事故などが多発します。

梅雨期における交通事故を防止するため次のことを注意しましょう。

- (1) 運転者は
 - 雨の日は視界が悪くなるので速度を落とし、車間距離を十分とって慎重に運転する。
 - 特に、急ハンドルや、急ブレーキはスリップ事故の原因となりまた路肩通行は危険だから注意する。

鉄道事故防止について

国鉄では、踏切の立体交差化や警報機、しゃ断機の取り付け、路面舗装、踏切の廃止統合など各種施策を講じておりますが事故は、依然として後を断ちません。その原因を見ますと踏切での左右の安全を確認せず列車の直前を横断しようとしたり、警報機が鳴動中に踏切を横断しようとした自動車の事故がほとんどを占めているのが現状でございます。

- (2) 歩行者は
 - 雨の日や夜間は、自分は見えても、相手の車から見えないことが多い。道路を横断するときは、手をあげて合図し、車が止まったのを確かめてから渡り始める。
 - 雨の日は、道路が滑りやすく自動車はすぐ止まれない。飛び出しや無理な横断は絶対にやめる。
 - 雨の日は、視界が悪くなるので雨具などは運転者によく見える明るい色ものを用いる。

万一路切上でエンスト等により線路をふさいだ場合は、何よりもまず列車を止める手を講じていただきますと思います。

なお、事故防止のため、踏切入口に赤色塗りの「非常ボタン」を設けている踏切があります。非常の場合は、これを利用してください。また「非常ボタン」や「携帯用信号炎管」等を使って列車を止めていただくようお願いいたします。

皆さんもご承知のように去る四月四日午後三時過ぎ国鉄鹿児島本線筑前新宮古賀間の踏切内においてエンストのため立往生したトラックに満員の特別快速電車が衝突し前一両が脱線し、乗客三十三人が負傷するという悲惨な事故が発生しましたが、これもトラックの運転手が非常ボタンを押していたらこのような事故を未然に防げたと思います。

非常の際に「非常ボタン」や「携帯用信号炎管」を使用して列車を止められましても、損害賠償を請求することはありませんので、なにとぞ事故防止にご協力いただきますようお願いいたします。

国鉄でいかに踏切設備をしましても交通法規を守っていただかなければ、せつかくの設備が役に立ちません。

事故の大半は自動車の運転に原因があるのです。そして考えなければならぬことは、事故原因の60%が警報機あるいは警報機としゃ断機を設けたいわば保安度の高い踏切で発生していることでもあります。(小倉第一鉄道公安室)

今月の税金

町県民税 第一期分

納期限 六月二十五日

期限内に完納しましょう

昭和四十九年度消費生活苦情相談員決まる

日常の消費生活上の苦情や相談ごとを気軽に受け賜り、消費者行政のパイプ役として第一線で活躍していただく相談員が、次のとおり決まりましたのでお知らせします。

二村クニ子 広渡(新町)

花田ハツエ 別府(千代丸)

高、買物上における苦情、消費生活上における心配ごと(品質鑑定物価問題、食品テスト)等消費生活上の苦情や相談は何でも結構です。気軽に相談下さい。

商工振興委員設置のお知らせ

昭和49年度から町商工会に、新たに商工振興委員が4名設置され町内商工業者の諸問題に対する、気軽な相談に応じていただくことになっておりますので、お知らせします。

(委員)

浅木 小川 聡(藤工務店)

今古賀 井上 正(井上電器店)

遠賀川 森田誠之助(森田酒店)

旧停 山県正男(山県新聞店)

電話③・0618

電話③・0003

電話③・0207

献血日のお知らせ

愛の集団献血を実施いたしますので、万々に備へて、並びに血液を必要とする方のためには是非献血に参加下さるようお願いいたします。

記

献血日 六月二十七日(木)

時間 午前十時午後四時

場所 町公民館ホール

尚、マイクロボスの運行はいたしません。

「心配ごと相談日」のお知らせ

左記により相談所を開きますので、日常生活の諸問題でお困りの方はお気軽にこの相談所を利用下さい。

さい。

記

月日 六月二十四日(月)
時間 午後一時~午後四時
月日 七月十日
時間 午後一時~午後四時
場所 いずれも町公民館

ツ反、BCG接種

実施のお知らせ

実施月日

ツベルクリン 7月23日

判定 BCG 7月25日

時間

いずれも受付は13時~14時

接種は14時~15時まで

場所 遠賀町公民館ホール

対象者 三才未満でまだ一度も接種していない人。

定期予防接種実施のお知らせ

三種混合

一、日時 7月2日(火) (第三回目)

受付 13時~14時

接種 14時~15時まで

二、場所 遠賀町公民館ホール

三、対象者

生後三ヶ月~六ヶ月の人および三回受けた人で、その後十二ヶ月~十八ヶ月に至る人。

防衛庁職員採用試験のお知らせ

昭和四十九年度、防衛庁職員採

用上級(甲種)、中級の試験が七月十四日に福岡市で実施されますので、受験希望者は六月二十日までに左記へ受験手続をしてください。

福岡市中央区大手門 二一五一一五
福岡防衛施設局
総務部総務課人事係
電話092・781・61331

昭和四十九年度自衛官の募集について

本年度の男・女自衛官(陸・海・空士)の募集が行われていますので、受験を希望されま方は、詳しいことを左記へお尋ねください。

遠賀郡芦屋町航空自衛隊内 自衛隊福岡地方連絡部 芦屋募集事務所

寄付御礼

次の方から町社会福祉協議会に御寄付をいただきました。厚く御礼申し上げます。

一、香典返しとして金一封

故 藤田リュウ子殿

故 浅木 藤田友幸殿

故 水上マサ殿

故 今古賀 水上 近殿

故 吉田光次郎殿

故 尾崎 吉田 猛殿

故 森 コマ殿

故 浅木 森 祐秀殿

故 井上マツ子殿

故 遠賀川 井上 清殿

入会者募集

短歌会 遠賀洗心会(初心者歓迎)

会長 行満寺老僧 内藤嶺外

会費 年一、〇〇〇円

主として通信教授

先生 宗像郡武丸 仰木実氏

申込先 教育委員会

又は旧停 織田一

遠賀町民謡教室会員募集

六月六日新規発会致します。御希望の方は毎週木曜日午後七時より二時間町公民館別館に於て。

求人

一、女子作業員 五名

二、仕事内容 ポリ袋包装作成の軽作業

三、賃金 見習三ヶ月間 一、七〇〇円

三ヶ月経過後 一、九〇〇円

四、勤務時間等 午前八時~午後五時まで

健康、厚生、失保、労災あり

日曜、祭日は休み、盆二日、正月五日。

五、会社に於て毎日面接しますので履歴書を持参下さい。

遠賀郡大字若松三二二番地の一日進化学株式会社

TEL③一五三三(代)